

美祿市国土強靱化地域計画

令和4年3月

美 祿 市

目 次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方.....	3
1.1 計画策定の趣旨.....	3
1.2 計画の位置づけ.....	4
1.3 計画期間.....	4
1.4 基本目標.....	5
1.5 防災との違い.....	6
第2章 美祢市の概況と災害リスク.....	7
2.1 美祢市の概況.....	7
2.2 美祢市の災害リスク.....	9
第3章 脆弱性評価.....	11
3.1 評価の枠組及び手順.....	11
第4章 強靱化の推進方針.....	15
4.1 施策分野ごとの推進方針と具体的な取組.....	15
4.2 計画の着実な推進.....	24
【資料編】	
（別紙1）「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果・・・	26
（別紙2）施策分野ごとの脆弱性評価結果・・・	40
（別紙3）用語解説・・・	48

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1.1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。

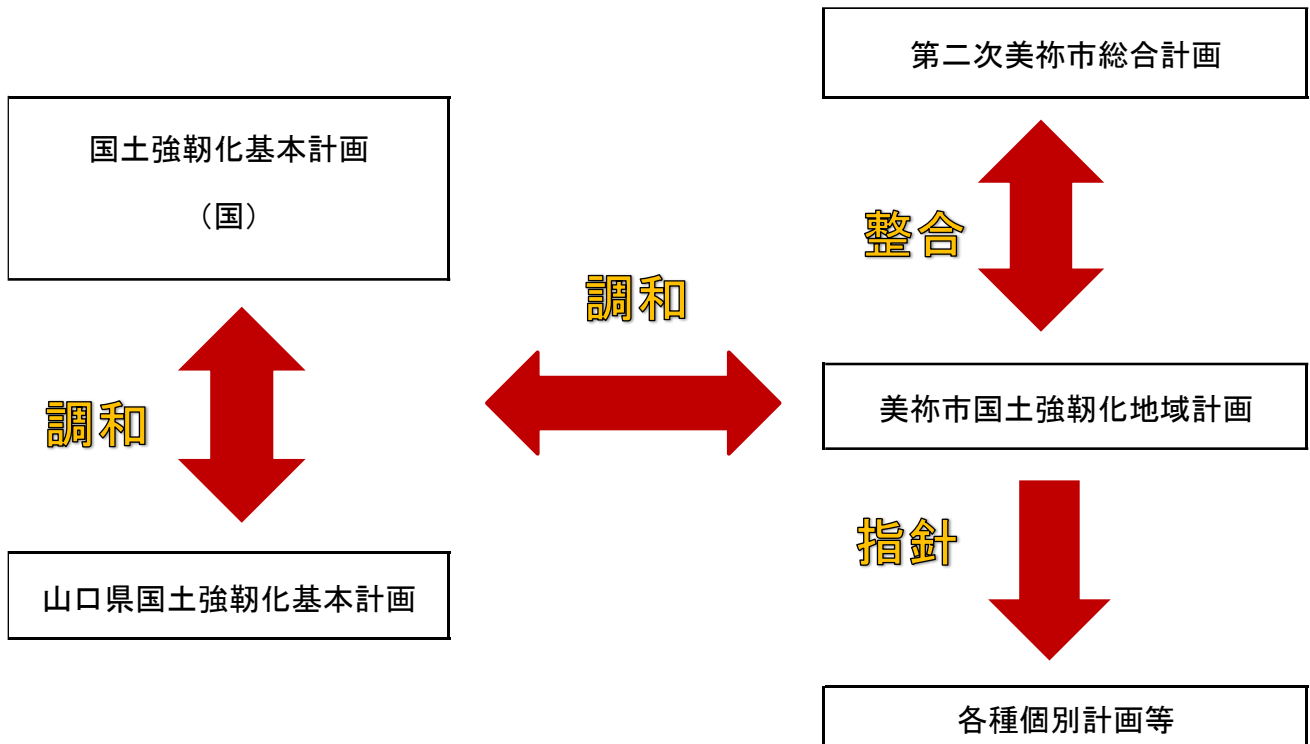
国土強靱化は、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

こうした国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、国における国土強靱化基本計画の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定して国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要となります。

これを受けて山口県は、平成28年(2016年)3月に山口県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）を策定（令和2年3月に改定）しており、本市においても、国土強靱化に市や関係機関が一体となって取り組むため、「美祢市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものです。



1.3 計画期間

計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)とします。なお、おおむね5年ごとに見直しを行うこととしますが、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直します。

1.4 基本目標

1 基本目標

本市においては、近年大雨等による被害の発生や地球温暖化による気象災害の激甚化が懸念されています。人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土を平時から構築することが重要となります。

このため、本計画では次の4点を基本目標として、国土強靱化の取組を推進します。なお、基本目標は、「県地域計画」と同一の基本目標とします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- ① 命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の推進にあたっては、県地域計画における「強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、以下に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

【強靱化に向けた取組姿勢】

- ・本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討します。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組めます。

【適切な施策の組み合わせ】

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

【地域の特性に応じた施策の推進】

- ・人のつながりや地域コミュニティ機能を強化し、地域全体で強靱化を推進します。
- ・本市は市全域がMine秋吉台ジオパークに認定されており、ジオパーク活動を推進していることから、Mine秋吉台ジオパーク推進協議会と連携しながら取組を推進します。

1.5 防災との違い

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通しますが、以下のような違いがあります。

「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるものです。したがって、例えば、国の防災基本計画では、「各災害に共通する対策編」を設けつつ、「震災対策編」など、リスクごとに計画が立てられています。

一方、「国土強靱化」は、リスクごとの対処対応をまとめるものではありません。それは、①あらゆるリスクを見据えつつ、② どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

つまり、人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチです。国土強靱化は、そうした最悪の事態を起こさない、（重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とする）強靱な仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開していこうとするものです。そして、そうした強靱化の取組の方向性・内容をとりまとめるものが、強靱化の計画です。

第2章 美祢市の概況と災害リスク

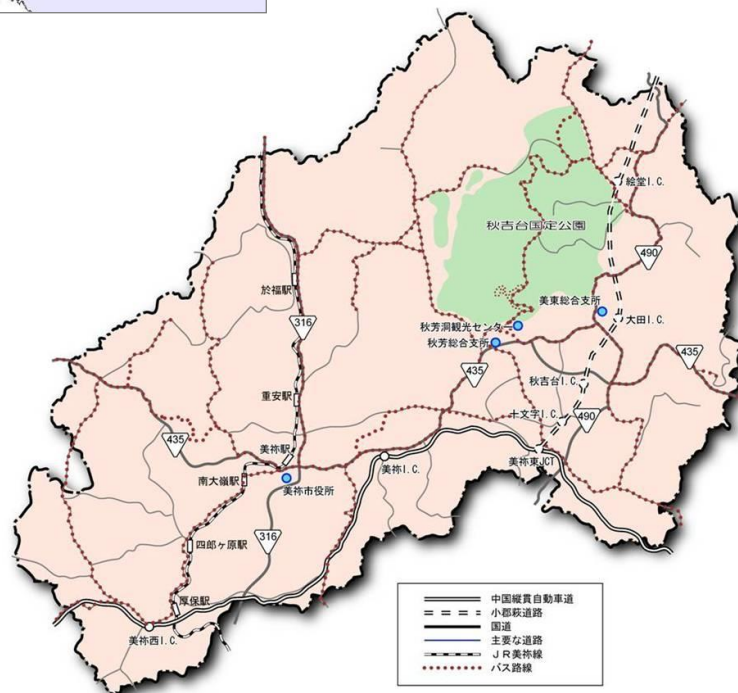
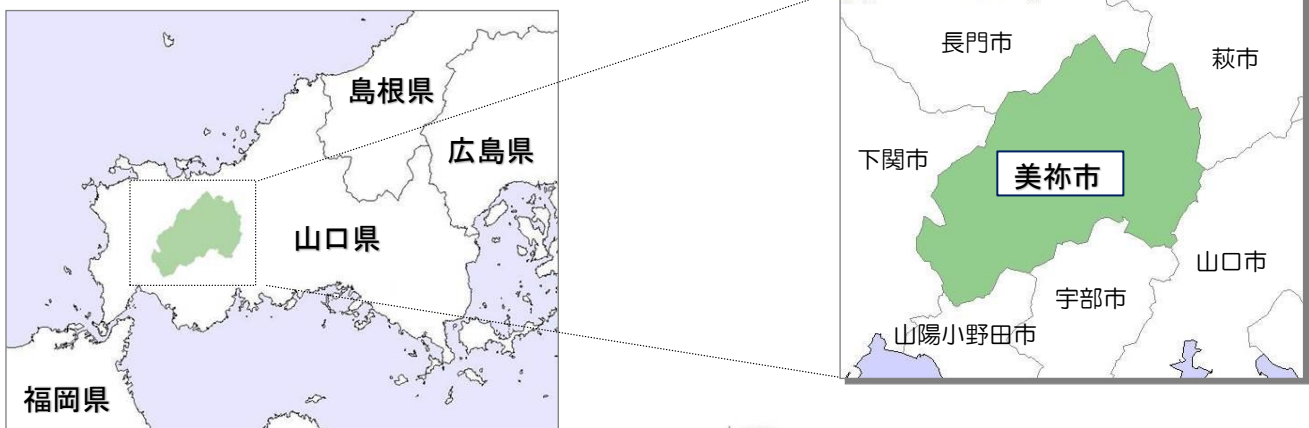
2.1 美祢市の概況

1 位置と地勢

本市は、山口県の西部中央に位置し、山々に囲まれた高原地にあつて、総面積は、472.64 k m²です。日本最大のカルスト台地「秋吉台」と国内最大規模の鍾乳洞「秋芳洞」といった優れた自然景観を有し、多様な自然景観に恵まれています。

市域を、J R美祢線、国道 316 号、国道 490 号が南北に走り、国道 435 号、中国自動車道が東西に横断しており、市の南部には、美祢西 I C、美祢 I C 及び中国自動車と小郡萩道路を結ぶ美祢東 J C T を有しています。

地勢的には、東に石灰岩台地、西には石炭層を含む中小起伏に富んだ山地が広がっており、海には、全く面していません。南北に厚狭川、厚東川、大田川が流れています。



2 気候の推移

年の降水量は1,400mm～2,500mmと大きく変動しており、過去20年間も年平均降水量は、約1,999mmとなっています。

年の平均気温は、13～15℃であるが、例年最高気温は、30℃を越える一方、最低気温は、零下となり、年間の寒暖の差が大きいものが特徴です。

風向は、北から北北東で、風速は、最大で約15m/s程度です。

強風の主な原因は、冬から春先にかけての季節風、低気圧によるもの、寒冷前線の通過によるもの、台風によるものなどがあります。

年	降水量(mm)		気温(℃)			風向・風速(m/s)		
	合計	日最大	平均	最高	最低	平均	最大	
			日平均			風速	風速	風向
平成13年	2,021	114	13.6	34.2	-6.9	2.2	12	北
平成14年	1,576	109	13.8	33.6	-5.1	2.2	13	北
平成15年	2,374	114	13.6	32.2	-6.6	2.2	15	北
平成16年	2,081	124	14.4	33.2	-9.5	2.3	28	北北東
平成17年	1,717	205	13.5	33.4	-6.5	2.2	15	北
平成18年	2,143	129	13.8	34.3	-6.0	2.3	15	北
平成19年	1,371	70	14.3	34.6	-5.7	2.2	14	北
平成20年	1,639.0	104.5	13.8	33.3	-7.6	2.4	16	北北東
平成21年	2,119.0	185.0	13.8	32.7	-6.7	2.6	16.8	北
平成22年	2,453.0	234.0	14.0	33.7	-6.9	2.7	13.8	北
平成23年	2,258.5	160.5	13.6	33.9	-7.5	2.5	18.7	北
平成24年	1,807.0	72.5	13.4	33.6	-10.1	2.5	12.0	北
平成25年	2,095.0	106.5	14.0	34.2	-6.0	2.4	20.1	北
平成26年	1,890.0	97.5	13.6	33.0	-6.2	2.5	24.5	北
平成27年	2,022.5	115.0	13.9	34.5	-6.2	2.6	18.8	北
平成28年	2,472.5	110.0	14.6	35.0	-7.2	2.5	15.2	北
平成29年	1,750.0	116.5	13.9	34.3	-5.6	2.4	18.5	北
平成30年	1,947.5	161.5	14.2	35.6	-8.6	2.6	20.8	北北東
令和元年	1,846.5	155.0	14.5	33.3	-4.6	2.5	26.6	北
令和2年	2,392.5	148.5	14.4	34.2	-4.9	2.6	26.0	北北東

資料：気象庁 観測地点：秋吉台

3 人口

本市の総人口は平成13年には31,428人でしたが、令和3年4月には23,140人と減少している一方で高齢化率は増加し続け、令和3年4月には43.2%となっています。

2.2 美祿市の災害リスク

1 対象とする自然災害

本計画においては、本市の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、市民生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、本市において、最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、近年、温暖化により大型化・強力化する「台風による風水害」、さらには、今後発生が懸念される「活断層地震等による地震」などの大規模自然災害を想定します。

(1) 大雨による浸水・土砂災害

近年、全国的にも短期的・局地的豪雨が頻発し、数時間で平年1ヶ月分の数倍もの降水量をもたらすこともあり、大規模な被害が懸念されます。大雨による被害は、台風、梅雨、集中豪雨で起きることが多く、同じ場所で積乱雲の発生が繰り返される場合や同じ場所に積乱雲が次々に移動することにより長時間同じ場所で強い雨が続き、集中豪雨となります。また、梅雨前線による豪雨は前線が山口県や福岡県の近くに長く停滞するときに発生しやすく、前線が南北に振動し、数日間の大雨、集中豪雨となるときは、河川の氾濫、浸水、崖崩れ等の被害が発生します。

近年においては、平成21年、22年と2年続いて7月の梅雨前線による大雨災害にあっています。特に平成22年について市内では、東厚保地域で最大日降水量207.5mm（観測史上1位）、秋吉台234mm（観測史上2位）を記録しました。これにより越水し、西厚保地区を中心に全壊2棟、半壊23棟、床上浸水103棟、床上浸水180棟の被害が発生しました。

(2) 台風による風水害

近年、地球温暖化など気候変動に伴い、台風が大型化・強力化しており、大規模な被害が懸念されます。勢力の強い台風が衰弱することなく九州西海上を北東に進んだ場合に大きな被害が発生しています。平成16年の台風第18号では、暴風により死者1名、負傷者14名、市内各所で断水や倒木による交通遮断や停電が発生しました。

(3) 活断層による地震被害

活断層とは、過去に繰り返し活動し、今後も再び活動すると考えられる断層です。県内には、10以上の活断層が存在し、活動間隔は数千年から数万年とされていますが、発生時期の推定は困難です。これらの活断層が動いた場合、直下型の地震が発生するため、大きな揺れ（最大震度5強～6強）が想定されます。

このうち、本市に大きな影響があるのは菊川断層の活動に伴う地震であり、その他、渋木断層、オヶ峠断層が動いた場合、本市において地震による大きな揺れが想定されています。

過去の自然災害

本市における過去の自然災害は、次ページに示すとおり暴風雨による災害と烈風による火災が大半を占めています。

年 代	場 所	発生日時	記 事
文政 11 年	真名		大風にて 80 戸倒壊
天保 8 年	大嶺村 四郎ヶ原宿	4 月 13 日 不 明	東風の烈風で 64 戸を焼失
天保 14 年	大嶺村奥畑	3 月 5 日 午前 11 時	山野より出火、烈風のため 12 戸焼失
明治 4 年	河原村	1 月 23 日 不 明	烈風で一時的に 76 戸焼失
大正 15 年	伊佐村 大嶺村	7 月 6 日～7 日	伊佐村 浸水家屋 60 戸橋流失 4 大嶺村 浸水家屋 30 戸 堤防決壊 10 間 団地家屋商品の損害多大
昭和 3 年	伊佐町 於福村 大嶺町麦川	6 月 24 日	伊佐町 浸水 50 戸 於福村 浸水 100 戸 大嶺町麦川 浸水 100 戸
昭和 27 年	大嶺町入見	5 月 6 日 13 時頃	民家 13 戸・集会所 1 戸 煙草乾燥場 10 棟焼失 最大風速 12.2m/s(ENE)
昭和 28 年	伊佐町	6 月 25 日～29 日	厚狭川が氾濫し（梅雨前線）美祢線は各地で寸断された伊佐町では救助法を適用
昭和 29 年	美祢線及び 主要幹線道路		線路・道路に大被害 市に救助法を適用
昭和 30 年	於福町台山	4 月 5 日 14 時 30 分	開拓団付近の原野 100 ヘクタールを焼き 19 時 30 分に鎮火 最大瞬間風速 10.0m/s(WNW)
昭和 32 年	大嶺町荒川		榎木山炭坑社宅 25 世帯焼失
平成 15 年	大嶺町麦川	7 月 12 日～13 日	集中豪雨により家屋倒壊 1 戸 避難勧告 6 世帯 16 名
平成 16 年	美祢地区 管内全域	9 月 7 日	台風 18 号の暴風被害 死者 1 名、負傷者 14 名、ライフライン（停電、断水等）断絶、倒木による交通遮断、家屋損壊多数発生
平成 21 年	市全域	7 月 21 日	集中豪雨により 死者 1 名 床上浸水 2 棟、床下浸水 26 棟
平成 22 年	市南西部	7 月 15 日	集中豪雨による土砂災害、浸水被害が多数発生 家屋被害 全壊 2 棟 半壊 23 棟 床上浸水 103 棟、床下浸水 180 棟
平成 27 年	美祢地域	8 月 25 日	台風 15 号による集中豪雨被害 家屋被害 床上浸水 2 棟、床下浸水 15 棟 一部損壊 2 棟
平成 30 年	市全域	7 月 6 日	集中豪雨により 全壊 1 棟 床下浸水 3 棟

第3章 脆弱性評価

3.1 評価の枠組及び手順

1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図る上で必要な対策を明らかにするため、本市の強靱化の現状と課題を評価すること（脆弱性評価）は、重要です。このため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、脆弱性評価を行い、評価結果に基づき、対応方策を検討しました。

2 脆弱性評価の手順

【最悪の事態ごとの脆弱性評価】

想定するリスクを踏まえ、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、最悪の事態を回避するための施策を洗い出し、現状を評価します。

【施策分野ごとの脆弱性評価】

その上で、効果的な取組を推進するため、施策分野を設定し、分析・評価します。

（1）「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項において、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされています。本計画では、本計画の4つの基本目標（5頁参照）、基本計画及び県地域計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、32の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。（13頁～14頁参照）

（2）施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第4項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされています。

本計画では、基本計画及び県地域計画を踏まえ、市・関係機関等の取組主体が、効果的な取組を推進するため、8つの個別施策分野と4つの横断的分野を設定しました。

【個別施策分野】

- ①行政機能／警察・消防等／防災教育等、②住宅・都市／環境、
- ③保健医療・福祉、④産業・エネルギー
- ⑤情報・通信、⑥交通・物流
- ⑦農林、⑧国土保全・土地利用

【横断的分野】

- ⑨リスクコミュニケーション、⑩人材育成
- ⑪官民連携、⑫老朽化対策

(3) 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果は、【資料編】別紙1（26頁から39頁）のとおりです。

また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、【資料編】別紙2（40頁から47頁）のとおりです。

【主な脆弱性評価の結果】

- ア 災害を未然に防止する公共土木施設等(橋梁、堤防等)の計画的な整備が必要
- イ 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対応が必要
- ウ 災害時の輸送・復旧活動等を支える広域道路ネットワークの整備が必要
- エ 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要
- オ 早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充が必要
- カ 関係機関の連携等による救助・救急体制の整備が必要

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物、交通施設の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	洪水・内水による死傷者の発生
		1-3	土砂災害等による死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	【救助・救急、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【情報通信機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	【経済活動の維持】 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止
		5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止

		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生後であっても、生活や経済活動に必要な最低限の電気ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	【迅速な復旧復興】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化財の衰退・損失
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

第4章 強靱化の推進方針

4.1 施策分野ごとの推進方針と具体的な取組

推進方針は、脆弱性評価の結果を踏まえ、ハード・ソフト両面から、基本目標の達成に向け今後必要となる対応策を施策分野ごとに取りまとめました。

国土強靱化に向けた具体的な取組については、第二次美祢市総合計画基本計画に基づいて、策定する計画事業を基本として、必要な事業を位置づけることとし、別冊「起きてはならない最悪の事態を回避するための具体的な事業一覧」に示します。

また施策及び事業に設定している指標を、国土強靱化の取組を進める上での成果指標とします。

1 行政機能／消防等／防災教育等

災害応急対策の円滑な実施のため、公共施設等の耐震性の強化や警察、消防の装備資機材の整備・高度化、関係機関の連携強化等を図ります。

《行政機能》

① 防災拠点となる公共施設等の強化

ア（防災拠点となる公共施設等の耐震化）

各施設ごとに耐震性を備えるよう、国等が示す設計指針をもとに耐震性の強化を図っていく。

イ（防災拠点施設における電力の確保）

避難、救護その他応急対策活動の拠点となる施設における電力の確保が求められることから、自立・分散型で災害に強い再生可能エネルギーや蓄電池等の活用を含め、検討する。

② 学校施設の防災機能強化

ア どのような気象条件においても、すべての児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう防災機能強化を図っていく。

イ 災害発生時においても、教育活動を可能な限り継続あるいは早期に再開できるとともに、避難所として利用される場合も含め、年齢や障害の有無等にかかわらず、地域のコミュニティの拠点として、誰もが安全・安心かつ快適に利用することができるよう機能強化を図っていく。

③ 業務継続計画（BCP）の推進

業務継続計画の早期策定により、災害発生時においても非常時優先業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働を確保するとともに、職員への周知徹底を図るなど、実効性の確保に努める。

④ 応援協定の締結・拡充

近隣市等との災害時の広域応援体制について、平時からその実効性のある運用に向けた取組を推進する。

⑤ 避難体制の整備

ア（避難所の運営）

大規模災害に備え、各地区において「避難所運営の手引き」の作成を支援し、地元住民による自主的な避難所運営ができる体制を整えていく。

イ（避難所等の確保）

地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めていくとともに、自主防災組織役員や自治会長、消防団員、防災士等を、避難を牽引するリーダーとして養成することで、確実な避難行動に繋げていく。

⑥ 中山間地域の避難対策

山間部は災害時に孤立の可能性のある小規模集落・高齢集落が存在することから、道路の寸断等による孤立化に備えるため、道路啓開対応や、他機関への救助・救出活動及び物資の輸送が迅速に対応できるような体制づくりに取り組む。

《警察・消防》

⑦ 消防施設の耐震化

救助・救急活動等の中枢的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防施設の耐震化等を促進する。

⑧ 救助救出活動の充実強化

ア（ヘリコプターによる支援体制の整備）

消防防災ヘリコプターによる災害対応をより円滑に安全に実施するため、その支援と併せ、緊急時の離着陸場の整備を進める。

イ（装備資機材の整備・高度化）

迅速かつ的確な救出救助活動を図るため、消防の各種装備資機材の整備の充実や高度化を推進し災害対応能力の強化を図る。

⑨ 警察・消防等の関係機関の連携強化

災害現場における円滑な救出・救助活動の実施を図るため、訓練の実施等により、警察、消防、自衛隊等の関係機関との相互連携強化を図る。

⑩ 消防職員・消防団員等の確保・育成

ア 県消防学校において実施している教育訓練に、消防職員及び消防団員等を積極的に参加させ、各種資格についても計画的に取得させながら、緊急対応の習熟を図る。

イ 消防団員を確保し、地域防災体制の強化を図るため、団員の処遇や装備の改善に取り組むとともに、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員確保の取組を推進する。

《防災教育等》

⑪ 防災教育の推進

ア 学校教育や避難・伝達訓練などの様々な取組を通じて、防災意識を高め、自助・共助となる力の育成を図る。

イ 防災関係者や専門家による防災出前授業の実施を促進する。

ウ 市民が自分たちの住む大地や気候の特徴を知る機会を提供するため、ジオパーク学習やジオパークイベント等を実施する。

2 住宅・都市／環境

災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・大規模建築物や上下水道施設等の耐震化、避難路・

避難地の確保など都市防災機能の向上を推進するとともに、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行う体制を整備します。

《住宅・都市》

① 住宅・建築物等の耐震化

地震による住宅や多数の者が利用する建築物等の倒壊被害等から市民を守るため、耐震化の普及啓発を図るとともに、引き続き耐震診断・耐震改修を支援し、耐震化を促進する。

② 都市の防災機能の向上

ア（防災・減災のまちづくりの推進）

災害に強い都市の形成を図るため、総合的な防災・減災対策に取り組み、都市の防災機能の向上を図る。

イ（都市施設の整備）

延焼防止や避難地・避難路の確保など都市の防災機能の向上を図るため、計画的に市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を推進する。

③ 住宅の防災対策の推進

ア（住宅の防火対策の推進）

火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。また、大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う。

イ（空き家対策の推進）

市内の空き家に関する情報収集と状態把握に努めるとともに、危険な空き家の除却に対する支援と利活用を促進する。

④ 文化財防災対策の促進

ア 地域の貴重な財産である文化財を後世に残していくため、現状を把握して、適正な保存管理に努める。

イ 防災思想の普及啓発や防火訓練の実施により、広く市民の意識の高揚を図り、文化財の特性に応じた防災対策を促進する。

⑤ 内水対策の促進

ア 近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の未然防止や軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を推進する。

イ ハードとソフト両面から浸水被害の未然防止や軽減・最小化を図るため、下水道（雨水）の整備や内水ハザードマップの策定を推進する。

⑥ 上下水道施設等の耐震化等の促進

ア（下水道機能の確保）

(1) 下水道施設の耐震化には費用や時間を要することから、災害時にも機能を確保する下水道BCPに基づく訓練の実施や、BCPの定期的な見直しを促進する。

(2) 老朽化した下水道施設について、下水道ストックマネジメント計画に基づき計画的に改築・更新を推進する。

イ（水道施設の耐震化）

被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する。

ウ（応急給水体制の整備）

応急給水活動の情報伝達方法、緊急時用の連絡網を再整備することにより、正確かつ迅速な情報共有を図り応急給水体制を向上させる。

《環境》

⑦ 災害廃棄物処理対策の推進

国・他自治体や民間事業者等との連携・協力により、災害廃棄物の処理体制の構築を図り、迅速かつ適正な処理に努める。

⑧ 有害物質対策の推進

大気汚染状況・水質汚濁状況を監視し、環境基準の達成状況により、有害物質の適正管理の状況を把握する。

3 保健医療・福祉

迅速かつ適切な医療救護活動が行われるよう、災害医療体制の充実を図るとともに、必要な人材の養成や関係機関との連携強化に取り組みます。

また、高齢者や障害者等避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、要支援者対策の充実や福祉避難所の確保等を促進します。

① 社会福祉施設の耐震化

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設の設置者に対し、耐震診断・耐震改修の必要性の普及・啓発等を行い、耐震化を促進する。

② 災害医療体制の充実

ア（災害医療に必要な電力等の確保）

災害時に適切な医療体制を維持するため、非常用電源の確保に努める。

イ（広域医療搬送体制の充実）

大規模災害時の医療施設での被災等に備え、定期的な訓練等を実施し、医療機関、消防等との連携強化を図る。

③ 災害医療に係る関係機関の連携強化

広域的かつ大規模な災害による多数の負傷者の応急処置、搬送等を迅速かつ適切に実施するため防災関係機関、医療機関等の連携体制の強化を図る。

④ 要配慮者対策の促進

ア（避難行動要支援者対策の促進）

(1) 避難行動要支援者名簿の更新・拡充や名簿情報の共有、個別計画の策定等、防災関係部署と福祉関係部署が連携した取組を推進する。

(2) 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受入れの仕組みについて、引き続き検討を進める。

イ（福祉避難所の指定）

避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所のさらなる確保と

あわせ、適切な対応に向けた運営と連携協力のために平時から十分な連携を図る。

⑤ 感染症対策の推進

災害時の感染症発生回避・まん延防止のため、平時から定期の予防接種の確実な実施を推進する。

4 産業・エネルギー

経済活動が機能不全に陥らないよう、企業のBCP策定の支援や、エネルギーの安定供給体制の確保を推進します。

① 企業BCP策定の支援

経済活動の保持・早期回復を早めるため、商工会と連携して企業BCP策定に向けた普及啓発活動等を推進します。

② 再生可能エネルギーの導入促進

県再生可能エネルギー推進指針等に基づき、多様なエネルギー供給源の導入を検討・促進する。

5 情報・通信

市民の迅速かつ的確な避難行動が可能となるよう、多様な情報伝達手段や情報・通信システムの冗長性を推進して、災害時の情報伝達体制の強化に努めます。

① 業務継続計画（ICT-BCP）の推進

災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、ICT-BCPを策定するとともに、平時から点検・訓練等を実施する。

② 多様な情報伝達手段の確保

市民の適切な避難行動につながるよう、迅速かつ的確な防災情報の伝達に向け、さらなる多重化に努め、定期的な情報伝達訓練を実施する。

③ 情報伝達手段の耐災害性の強化

市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、市民に対する防災情報の伝達が可能となるよう、市が運用する災害情報伝達手段について、その耐災害性の向上や情報・通信システムの冗長性の確保に努めるとともに、多様な情報収集・伝達手段の確保を図る。

④ 的確な情報の発信

ア 災害発生時において、関係機関と連携しながら、多様な情報伝達手段を用いた的確な情報発信に努める。

イ 情報の素早い収集・整理と効率的な利活用のため、災害対応に必要な情報を災害対策本部で一元化して、関係機関で共有する仕組みづくりを図る。

⑤ 孤立防止のための情報伝達体制の整備

山間部等における災害時の孤立防止のため、戸別受信機の整備や携帯電話不感地域の解消に取り組む。

⑥ 通信事業者等の災害対応力強化

ア 通信事業者は、災害時に備え、市と連携し、設置要請のあった避難所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の設置を進める。

イ 放送事業者は、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備など、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む。

6 交通・物流

大規模災害時における被災者の避難や支援物資の受入れ・輸送等を円滑に実施するため、耐震化など道路の防災対策を推進するとともに、民間事業者との協定を通じた輸送手段の確保や災害時にも機能する道路ネットワークの構築を図ります。

① 道路の防災対策の推進

ア（道路の防災対策）

大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、緊急輸送道路上の橋梁等の耐震補強、法面の防災対策、市街地における幹線道路等の整備を進める。また、道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害対策等の道路の防災対策を着実に推進する。

イ（道路施設の老朽化対策）

大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については定期点検を行い、健全度の把握を行うとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更新を推進する。

② 道路ネットワークの整備及び救援物資の輸送

大規模災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路等の安全性の確保に努めるとともに、幹線道路の整備を推進する。

③ 地域交通ネットワークの整備

災害復旧時においても交通弱者の移動手段を確保するため、平時から公共交通関係機関との連携を強化する。

④ 救援物資の輸送等

災害時において道路が寸断された際の救急物資輸送や交通弱者の買い物手段を確保するため、小型無人機ドローンの活用を推進する。

7 農林

農地・農業用施設の被害の防止を図るため、危険ため池の改修や、地すべり防止対策等の農地防災を推進するとともに、農地の保全活動を実施し、農地の多面的機能の維持を図ります。

① 農地防災の推進

ア 決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成や必要な防災工事を実施するなど、ソフトとハードの両面から決壊等による災害を防止・軽減する。

イ 施設の損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施する予防保全型の維持管理へ転換することにより、農業用施設の長寿命化対策を推進する。

ウ 河川流水の流下を阻害する要因ともなる頭首工等を改修するなど、豪雨等による災害を未然に防ぐ必要がある。

② 農業生産基盤の整備

農業生産活動を維持し、低コスト化と生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を推進するとともに、集落間連携等による新たな人材の確保や地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する。

③ 農業生産体制の強化

農業の生産体制を強化するため、法人経営の複合化・多角化による経営体質の強化や新規就業者の確保・定着等に取り組み、集落営農法人等を核とした生産構造改革を推進するとともに、災害時には、市は農業団体等と連携し、応急措置や復旧に向けた現地指導を実施する。

④ 適切な森林整備の推進

適切に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害の発生するおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等、適切な森林整備を推進するとともに、森林経営の中心となる意欲ある経営体の育成に努める。

⑤ 有害鳥獣対策の推進

鳥獣による農林産物や森林・農地、水路等の農林施設の被害を防止するため、捕獲の担い手の確保や捕獲機材の整備等の捕獲対策に取り組みとともに、地域ぐるみでの侵入防止柵の設置を推進する。

8 国土保全・土地利用

災害に強く迅速な復旧復興が可能なまちづくりを進めるため、河川改修、治山事業などハード対策を推進するとともに、洪水ハザードマップの作成などソフト対策を推進します。

① 洪水対策の推進

ア（河川改修の推進）

近年の気候変動を考慮すると、集中豪雨はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、市民の暮らしの安心・安全を確保するためには、洪水対策が重要であることから、河川浚渫等の維持管理を着実に推進する。

イ（洪水ハザードマップの整備）

頻発・激甚化する水害に備え、河川の監視体制の強化や住民等へ提供する防災情報の充実を図るため、近年の豪雨災害を踏まえ、水位計や監視カメラの設置や浸水想定区域の公表、洪水ハザードマップの見直しに取り組む。

② 山地災害対策の推進

ア（治山事業の推進）

被災した林地の復旧や再発防止対策と、林地崩壊によって人命・財産に被害が及ぶことのないように、周知と併せて林地の予防対策に取り組む。

イ（荒廃森林の整備）

木材の供給を始め、水質の保全や災害の防止など、様々な重要な役割を担う森林について、引き続き荒廃森林の整備等を計画的に推進する。

③ 土砂災害対策の推進

（土砂災害防止施設の整備等）

土砂災害により大規模な被害が発生しないよう、緊急性の高いところについては対策施設の新

設や老朽化対策を県と連携し推進する。

④ 迅速な復旧・復興に向けた取組

ア（地籍調査の促進）

地籍調査は、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するため、正確かつ最新の調査データを維持していく。

イ（応急仮設住宅の迅速な供与）

十分な応急仮設住宅の建設用地を確保するため、引き続き建設候補地の選定を行っていく。また、平常時から応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整を継続して行う。

9 リスクコミュニケーション

「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化を図るため、防災意識の醸成、地域ぐるみの防災活動の促進、防災の担い手づくりに取り組みます。

① 地域防災力の充実強化

ア（防災意識の醸成）

各種ハザードマップや研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、市民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る。

イ（地域ぐるみの防災活動の促進）

地域防災の要である自主防災組織の活動の活性化や地区防災計画の作成を支援するとともに、自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する。

ウ（防災の担い手づくり）

地域ぐるみによる防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組等を通じて、自主防災組織の育成や消防団員の確保など防災の担い手づくりの取組を進める。

10 人材育成

災害対応力の向上を図るため、防災機関等における人材育成や体制整備に取り組みます。

① 人材の育成・確保

災害に関する実践的な知識・技能と的確な判断力を習得できるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、各種訓練を通じて災害対応力の向上を図る。

② 災害医療に携わる人材養成及び体制整備

災害発生時に医療救護活動を円滑に実施するため、様々な医療チームの派遣や患者の受入医療機関の確保の調整等を行う、職種を横断した人材養成に取り組む。

11 官民連携

迅速かつ効果的な応急対策を実施するため、民間事業者等との協定の締結や、官民連携した支援体制の整備に取り組みます。

① 応援協定の締結・拡充

迅速かつ効果的な応急対策が実施できるよう、協定の締結・拡充など、民間事業者等との連携・支援体制の整備に努めるとともに、協定に基づく効果的な運用を図る。

12 老朽化対策

公共施設や道路等の公共土木施設等の老朽化に計画的に対応するため、個別施設計画の策定を進め、持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るとともに、適切な維持管理・更新を推進します。

① 公共施設等の適切な維持管理

ア（公共施設等の総合的なマネジメントの推進）

「美祢市公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設計画を作成し、適切な維持管理、修繕、更新等を行う。

イ（公共土木施設等の老朽化対策の推進）

- (1) 公共土木施設等の老朽化対策について、予防保全の観点から、定期的な点検による評価・診断の下で、適切な維持管理・更新を確実に実施する。
- (2) 都市基盤施設の安心・安全の確保や長寿命化の推進に当たっては、技術力の確保が重要であることから、研修等を通じ、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、適切に維持管理ができる体制を整える。

4.2 計画の着実な推進

1 計画の推進体制

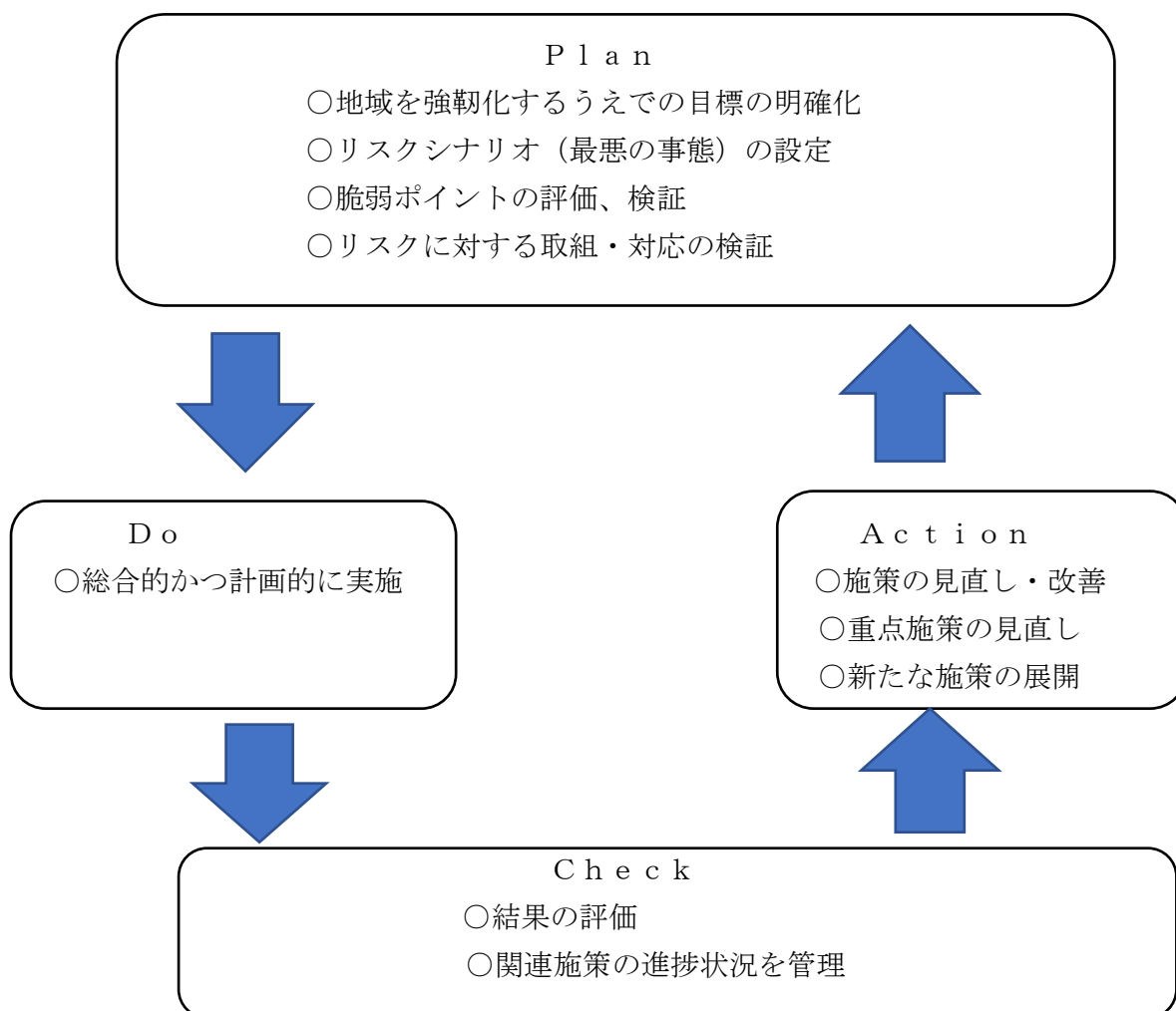
本市の地域強靱化計画は、いかなる大規模自然災害が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取組は広範な各課の所掌にまかされます。

したがって、本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもと、国、県、関係機関並びに民間事業者等と連携・協力し、一体となって取組を推進していきます。

2 計画の進行管理

本市の地域強靱化に向けては、国の計画である「国土強靱化基本計画」、県の計画である「山口県国土強靱化地域計画」と絶えず整合性を保つとともに、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要です。

そのためには、施策の進捗状況を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返して取組を推進していくとともに、新たな施策展開を図っていきます。



【資料編】

別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	・・・26
別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果	・・・・・・・・・・・・・・40
別紙3 用語解説	・・・・・・・・・・・・・・48

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生

① 公共施設等の耐震化

多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

② 道路の防災対策の推進

ア（道路の防災対策）

道路斜面は大規模地震や豪雨等で崩壊等の被害を受けやすい。このため、道路法面点検を実施して現状を把握するとともに、必要な対策を講じて減災に努める必要がある。

イ（道路施設の防災・老朽化対策）

道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、機能低下を防ぐ必要がある。主要構造物等の長寿命化計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進していく必要がある。

ウ 都市の防災機能の向上

様々な災害リスクが高まる中、災害に強い市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。

③ 住宅の防災対策の推進

ア（住宅の防火対策の推進）

(1) 住宅用火災警報器の設置についてさらなる普及啓発を行う必要がある。

(2) 大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、何らかの対策を講じる必要がある。

イ（空き家対策の推進）

人口減少等により空き家等の増加や放置による老朽化が進むことが懸念されることから、災害発生時の倒壊による危害を防ぐため市内空き家等に関する情報収集と状態把握に努めるとともに、危険な空き家の除却に対する支援と利活用の推進に取り組む必要がある。

(1-2) 洪水による死傷者の発生

① 内水対策の促進

ア（下水道（雨水）の整備）

近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の未然防止や軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進める必要がある。

イ（内水ハザードマップの整備）

大雨時に側溝や河川の排水が間に合わず、道路冠水等の被害が発生していることから、内水ハザードマップを策定する必要がある。

② 洪水対策の推進

ア（河川改修の推進）

豪雨等による浸水被害を防止するため、市が管理する準用河川等については、浚渫等の適切な維持管理を推進していく必要がある。

イ（洪水ハザードマップの整備）

- (1) 気候変動に伴い頻発・激甚化する水害に備え、引き続き、河川の監視体制の強化や住民等へ提供する防災情報の充実を図るため、近年の豪雨災害を踏まえ、水位計や監視カメラの増設や洪水ハザードマップの作成を実施する必要がある。
- (2) 河川整備の計画規模の洪水を上回った場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成等を進める必要がある。

（1-3）大規模な土砂災害等による死傷者の発生

① 山地災害対策の推進

近年の局地的な豪雨により山地災害が発生しており、その復旧や未然防止のため、今後も必要に応じて整備を進める必要がある。

② 土砂災害対策の推進

ア（土砂災害防止施設の整備）

急傾斜地等の土砂災害により人命・財産に被害が及ぶ危険がある箇所については、県や関係機関と連携して対策に取り組む必要がある。

イ（土砂災害防止施設の老朽化対策）

急傾斜崩壊対策施設について、老朽化による機能低下を防止して所定の機能や性能が確保できるよう県や関係機関と連携して老朽化対策に取り組む必要がある。

（1-4）情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

① 災害時の情報伝達の強化

緊急情報を全市民に迅速に伝達するため、情報伝達手段を多重化することが必要である。携帯不感地域及び電波微弱地域解消についても、通信事業者による整備を促進する必要がある。

② 避難体制の整備

防災情報を、確実な避難行動に繋げていくため、地域の災害リスクをあらかじめ把握し、地域で呼びかけあって避難する具体的な体制づくりを進めていく必要がある。

③ 要配慮者対策の促進

避難行動要支援者名簿については、本市においても作成しているが、その更新・拡充や名簿情報の共有や個別計画の策定などに取り組む必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

（2-1）被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 応援協定の締結・拡充

災害時に生活必需品等の物資の提供を確保できるよう民間事業者と協定を締結し、流通備蓄による対策を進めており、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

② 上下水道施設等の耐震化等の促進

被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。

(2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① 中山間地域の避難対策

山間部は災害時に孤立の可能性のある小規模集落・高齢集落が存在することから、道路の寸断等による孤立化に備える必要がある。

(2-3) 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

① 消防施設の耐震化

救助・救急活動等の中枢的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防施設の耐震化等を行う必要がある。

② 救助救出活動の充実強化

ア（ヘリコプターによる支援体制の整備）

消防防災ヘリコプターによる災害対応をより円滑に安全に実施するため、通信機器整備による情報共有や緊急時の離着陸場の整備が必要である。

イ（装備資機材の整備・高度化）

災害発生時の救出救助活動を迅速・的確に実施するため、消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。

③ 警察・消防等の関係機関の連携強化

災害現場における円滑な救出・救助活動の実施を図るため、訓練の実施等により、警察、消防、自衛隊等の関係機関の連携強化を図る必要がある。

④ 消防職員・消防団員等の確保・育成

ア 消防大学校・山口県消防学校において実施している教育訓練に、消防職員及び消防団員等を積極的に参加させるなど、各種資格についても計画的に取得させる必要がある。

イ 人口減少及び高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、消防団員の処遇や装備の改善に取り組むとともに、消防団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所認定等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

(2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

① 応援協定の締結・拡充

広域応援体制整備を進めてきており、今後は、円滑な運用に向け、訓練等を通じて実効性を高めていく必要がある。

② 災害医療体制の充実

災害による電力途絶時にも、病院機能を維持するため、非常用電源の十分な確保を図る必要がある。

(2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

① 社会福祉施設の耐震化

災害時の利用者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

② 広域医療搬送体制の充実

大規模災害や集団救急発生時には単独の機関のみで対応するのは限界があるため、定期的な訓練等を通じて、医療機関・消防機関の連携強化を図る必要がある。

③ 災害医療に携わる人材養成及び体制整備

災害発生時に医療救護活動を円滑に実施するため、様々な医療チームの派遣や患者の受入医療機関の確保の調整等を行う、職種を横断した人材養成に取り組む必要がある。

④ 災害医療に係る関係機関の連携強化

広域的かつ大規模な災害による多数の負傷者の応急処置、搬送等を迅速かつ適切に実施するため、防災関係機関、医療機関等の連携体制の強化が必要である。

(2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 感染症対策の推進

被災地において、感染症が発生・まん延しないよう集団免疫獲得のため、平時から定期的予防接種の対象者が確実に予防接種を受ける必要がある。

② 上下水道施設等の耐震化等の促進

ア（下水道機能の確保）

(1) 下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期回復することが必要不可欠であるが、災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのは困難であることから、平時から災害に備える必要がある。

(2) 下水道施設はいずれも経年劣化による機能劣化が顕著になってきており、今後、老朽化に伴う機能停止が発生しないよう、計画的な改築・更新が必要である。

(2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

① 避難体制の整備

ア（避難所の運営）

大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を整える必要がある。

イ（避難所等の確保）

(1) 災害の種類や被災状況（施設の被災を含む。）により、避難者数や収容者数は変わり、局所的に避難所・避難場所が不足する可能性もあることから、引き続き、施設改修による追加等、指定避難所や緊急避難場所の指定促進等を図る必要がある。

(2) 予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市等との相互受入れ等により、収容先を確保する必要がある。

②（福祉避難所の指定）

避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所の確保とあわせて、有事の際の適切な対応に向けた運営や連携協力のために、平時から十分な連携を取り合う必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1) 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組

策定済みのBCPの見直しや、各所属における周知徹底など、実効性の確保に向けた取組を進める必要がある。

② 防災拠点となる公共施設等の強化

ア（防災拠点となる公共施設等の耐震化）

公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、引き続き、耐震化を推進する必要がある。

イ（防災拠点施設における電力の確保）

避難、救護その他応急対策活動の拠点となる施設における電力の確保が求められており、電力確保の手法の一つとして、引き続き、自立・分散型で災害に強い再生可能エネルギーの導入（蓄電池等の設備強化）を促進する必要がある。

③ 業務継続計画（ICT-BCP）の推進

災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、ICT-BCPを策定し、平常時において点検・訓練等を実施するとともに早期復旧に必要となるシステムの最優先復旧を位置付ける必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① 情報伝達手段の耐災害性の強化

民間通信事業者の回線が停止した場合にも、市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅速な収集や共有、市民に対する防災情報の伝達が可能となるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、多様な情報収集・伝達手段の確保を図る必要がある。

② 通信事業者等の災害対応力強化

情報通信インフラについては、通信事業者において中継伝送路の冗長化・多ルート化を推進しているが、災害時に備え、避難施設等における通信手段を早期に確保する必要がある。

(4-2) 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

① 多様な情報伝達手段の確保

有事の際、市民の迅速かつ確実な避難が可能となるよう、多様な情報伝達手段の確保が必要である。

② 通信事業者等の災害対応力強化

放送事業者においては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備など、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

① 企業BCP策定の支援

策定していない中小企業について策定支援を行うとともに、策定済の中小企業についても、関係企業と連携したBCPの策定等、内容の充実に向けた支援を行う必要がある。

(5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止

① エネルギー供給事業者との連携強化

エネルギー供給事業者との連携体制を強化し、早期復旧に努める必要がある。

(5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

① 道路ネットワークの整備

ア 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす緊急輸送道路、重要物流道路を中心とした災害道路ネットワークが必要である。

イ 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、優先的に利用する道路については道路整備を進めるなど、より迅速に災害対応できる道路ネットワークの構築を推進していく必要がある。

② 救援物資の輸送等

災害応急対策活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路や重要物流道路の確保と、これを中心とした災害道路ネットワークの構築が必要である。また、山口県道路啓開計画に沿って市内緊急輸送道路等の啓開作業に速やかに対応する必要がある。

(5-4) 食料等の安定供給の停滞

① 農業生産基盤の整備

ア 区画が狭小で農道や水路が整備されていない農地は作業効率や生産性が低い状況にあり、被災を機に、耕作放棄地化するおそれがあることから、水田の区画整理や水路、農道などの農業生産基盤整備を行うなど、農業生産力を強化する必要がある。

イ 条件不利地の農業生産活動や農村生活の維持、耕作放棄地の防止などのため、集落営農法人などの中心経営体を中心とした営農の継続や集落機能の維持を図る必要がある。

② 農地防災の推進

ア 老朽化した農業用施設は、機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。

イ 河川流水の流下を阻害する要因ともなる頭首工などを改修等行い、豪雨等による災害を未然に防ぐ必要がある。

③ 農業生産体制の強化

ア 市、農業団体、普及組織、試験研究機関等が連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整え、普及指導活動を効率的に推進する必要がある。

イ 需要拡大を推進し、効率的で持続的な経営が可能な法人等の経営体を核とした生産体制の強化を図るため、集落営農法人を重点対象とした機械・施設整備等低コストで効率的な生産体制を構築する必要がある。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、

上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-1) 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

① 再生可能エネルギーの導入促進

エネルギー供給源の多様化のため、引き続き、太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

(6-2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

① 応急給水体制の整備

大規模な応急給水活動時においては多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、応急給水体制のさらなる充実及び強化を図る必要がある。

(6-3) 地域交通ネットワークが分断する事態

① 地域交通ネットワークの整備

災害復旧時においても交通弱者の移動手段の確保や公共交通体系を維持する必要がある。

7 制御不能な二次災害を発生させない

(7-1) 市街地での大規模火災の発生

① 住宅の防災対策の推進

住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進し、大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するために、感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う必要がある。

(7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

① 有害物質対策の推進

災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び流出・拡散の未然防止の監視など、防災対策の徹底を促す必要がある。

(7-3) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

① 農地防災の推進

ため池については、築造後、相当な年数が経過している箇所も多くあり、近年激甚化する豪雨時などに決壊するなど、下流住民や公共用施設等に甚大な被害を与えるおそれがあることから、早急な老朽化対策等が必要である。

② 治山事業の推進

近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧や未然防止のため、今後も必要に応じて整備を進める必要がある。

(7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

① 山地災害対策の推進

荒廃した人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等の荒廃森林の整備を着実に進めることにより、森林の有する公益的機能の回復を推進し、山地災害を防止していく必要がある。

② 農業生産基盤の整備

農業生産法人や土地改良区などの農業団体との連携を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

③ 適切な森林整備の推進

適切に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等大規模災害が発生するおそれがあるため、間伐や再生林等の適切な森林整備をする必要がある。

④ 有害鳥獣対策の推進

鳥獣による農林産物や森林・農地、水路等の農林施設の被害を防止するため、捕獲の担い手の確保や捕獲機材の整備等の捕獲対策に取り組むとともに、地域ぐるみでの侵入防止柵の設置を推進する必要がある。

(7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

① 的確な情報の発信

災害発生時に、関係機関とも連携し、多様な伝達手段を用いて、情報を的確に発信する必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物処理対策の推進

ア 近年、大規模の自然災害等が頻発する中、災害発生時には美祢市災害廃棄物処理計画に沿った災害廃棄物の処理体制の構築を図る必要がある。

イ 災害廃棄物を迅速・適正に処理するために、国、県、近隣市町、関係団体、事業者等の連携・協力が必要である。

(8-2) 復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 人材の育成・確保

災害に関する実践的な知識・技能と的確な判断力を習得できるよう、防災研修を実施するとともに災害時に迅速な対応が行えるよう、各種訓練を通じて災害対応力の向上を図る必要がある。

(8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 地域防災力の充実強化

ア（防災意識の醸成）

(1) 災害による被害を最小限に抑えるためには、「自らの命は自らが守る」という「自助」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づく、地域防災力の充実強化を図る必要がある。

(2) 防災意識を醸成するため、防災知識の普及啓発や防災教育・訓練を充実させる必要がある。

イ（地域ぐるみの防災活動の促進）

地域における防災活動を促進するため、各地域で図上訓練、実働訓練等の実施や地域ぐるみによる防災活動の取組支援など、市と連携して、地域防災力の充実・強化に努める必要がある。

ウ（防災の担い手づくり）

災害発生後の避難、救護等を円滑に進めるため、自主防災組織と消防団が連携した地域防災の担い手の育成が必要である。

（8-4）基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 地籍調査の促進

地籍調査は、正確な土地の基礎的情報の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するため、正確かつ最新の調査データを維持していく必要がある。

（8-5）貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失

① 文化財防災対策の促進

ア 指定・未指定に関わらず、地域の貴重な財産である文化財を後世に残していくため、現状を把握して、適正な保存管理に努める必要がある。

イ 文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。

ウ 歴史的建造物の専門家や民間団体（県建築士会）等との連携を図り、災害時に備えて受援体制の整備を進める必要である。

（8-6）事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

① 応急仮設住宅の迅速な供与に向けた取組

想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数に応じた建設候補地の選定が必要である。

※「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」に対する取組課題を、下記表のとおり示します。

事前に備えるべき目標								
コード		起きてはならない最悪の事態						
	NO	取組課題	取組課題	他の関連コード				
1【人命の保護】大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる								
1-1		地震による建物、交通施設の倒壊や火災による死傷者の発生						
	1	公共施設等の耐震化		3-1	7-1			
	2	道路の防災対策の推進	道路の防災対策	2-2	2-5	5-4	6-3	8-4
	3	道路の防災対策の推進	道路施設の防災・老朽化対策	2-2	2-5	5-4	6-3	8-4
	4	都市の防災機能の向上		7-1	8-4			
	5	住宅の防災対策の推進	住宅の防火対策の推進	5-3	7-1			
	6	住宅の防災対策の推進	空き家対策の推進	7-1				
	7	道路ネットワークの整備		2-1	2-2	2-5	5-3	8-4
1-2		洪水による死傷者の発生						
	1	内水対策の推進	下水道（雨水）の整備	6-2	8-4			
	2	内水対策の推進	内水ハザードマップの整備	1-4				
	3	洪水対策の推進	河川改修の推進					
	4	洪水対策の推進	洪水ハザードマップの整備	1-4				
1-3		土砂災害等による死傷者の発生						
	1	山地災害対策の推進		2-2				
	2	土砂災害対策の推進	土砂災害防止施設の整備	2-2				
	3	土砂災害対策の推進	土砂災害防止施設の老朽化対策	2-2				
1-4		情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生						
	1	災害時の情報伝達の強化						
	2	避難体制の整備		8-3				

	3	要配慮者対策の促進		2-7				
2【救助・救急、医療活動】大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる								
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止							
	1	応援協定の締結・拡充		2-3	4-1	6-1	6-2	
	2	上下水道施設等の耐震化等の促進	水道施設の耐震化	6-2				
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生							
	1	中山間地域の避難対策		6-3	8-3			
2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足							
	1	消防施設の耐震化		4-2				
	2	救助救出活動の充実強化	ヘリコプターによる支援体制の整備	2-4				
	3	救助救出活動の充実強化	装備資機材の整備・高度化	7-1				
	4	警察・消防等との関係機関の連携強化		4-1	4-2			
	5	消防職員・消防団員等の確保・育成		8-2				
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶							
	1	応援協定の締結・拡充		4-1	4-2			
	2	災害医療体制の充実		4-1	4-2			
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺							
	1	社会福祉施設の耐震化		1-1	7-1			
	2	広域医療搬送体制の充実		5-3	8-4			
	3	災害医療に携わる人材養成及び体制整備		8-2				
	4	災害医療に係る関係機関の連携強化		4-1	4-2			
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生							
	1	感染症対策の推進		2-3	2-5			

	2	上下水道施設等の耐震化等の促進	下水道機能の確保	6-2	8-4			
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生							
	1	避難体制の整備	避難所の運営	3-1	8-3			
	2	避難体制の整備	避難所等の確保	3-1				
	3	避難体制の整備	福祉避難所の指定	3-1	2-5	8-3		
3 【行政機能の確保】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する								
3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下							
	1	業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組						
	2	防災拠点となる公共施設等の強化	防災拠点となる公共施設等の耐震化	1-1	7-1			
	3	防災拠点となる公共施設等の強化	防災拠点施設における電力の強化	4-1	6-1			
	4	業務継続計画（ICT-BCP）の推進		4-1	4-2			
4 【情報通信機能の確保】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する								
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止							
	1	情報伝達手段の耐災害性の強化		4-1	4-2			
	2	通信事業者等の災害対応力強化		4-1	4-2			
4-2	情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態							
	1	多様な情報電多手段の確保		4-1	4-2			
	2	通信事業者等の災害対応力強化		4-1	4-2			
5 【経済活動の維持】大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない								
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下							
	1	企業BCP策定の支援						
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止							

	1	エネルギー供給事業者との 連携強化		5-4	8-4			
5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止							
	1	緊急物資の輸送等		1-1	2-1	2-5	8-4	
5-4	食料等の安定供給の停滞							
	1	農業生産基盤の整備		7-5				
	2	農地防災の推進		7-3				
	3	農業生産体制の強化		7-5				
6 【ライフラインの確保】大規模自然災害発生後であっても、生活や経済活動に必要最低限の電気ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る								
6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能停止							
	1	再生可能エネルギーの導入 促進		8-4	8-6			
6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止							
	1	応急給水体制の整備		5-3	8-4			
6-3	地域交通ネットワークが分断する事態							
	1	地域交通ネットワークの整 備		5-3	8-4			
7 【二次災害の防止】制御不能な二次災害を発生させない								
7-1	市街地での大規模火災の発生							
	1	住宅の防火対策の推進		1-1				
7-2	有害物質の大規模拡散・流出							
	1	有害物質対策の推進		2-6				
7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生							
	1	農地防災の推進		1-1				
	2	治山事業の推進		1-1				
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大							
	1	山地災害対策の推進		1-1				

	2	農業生産基盤の整備		7-5				
	3	適切な森林整備の推進		1-1				
	4	有害鳥獣対策の推進						
7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響							
	1	的確な情報の発信		4-1	4-2			
8 【迅速な復旧復興】大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する								
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
	1	災害廃棄物処理対策の推進		2-6	8-2	8-4		
8-2	復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
	1	人材の育成・確保						
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
	1	地域防災力の充実強化	防災意識の醸成	1-4	3-1			
	2	地域防災力の充実強化	地域ぐるみの防災活動の促進	1-4	3-1			
	3	地域防災力の充実強化	防災の担い手づくり	3-1				
8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
	1	地籍調査の促進		3-1	8-2	8-3		
8-5	重なる文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化財の衰退・損失							
	1	文化財防火対策の促進		1-1	3-1			
8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態							
	1	応急仮設住宅の迅速な供与に向けた取組		3-1				

施策分野ごとの脆弱性評価結果

1 行政機能／消防／防災教育等

《行政機能》

① 防災拠点となる公共施設等の強化

ア（防災拠点となる公共施設等の耐震化）

公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、引き続き、耐震化を推進する必要がある。

イ（防災拠点施設における電力の確保）

避難、救護その他応急対策活動の拠点となる施設における電力の確保が求められており、電力確保の手法の一つとして、引き続き、自立・分散型で災害に強い再生可能エネルギーの導入（蓄電池等の設備強化）を促進する必要がある。

② 学校施設の防災機能強化

ア どのような気象条件においても、すべての児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう学校施設の防災機能強化を推進する必要がある。

イ 災害発生時においても、教育活動を可能な限り継続あるいは早期に再開できるとともに、避難所として利用される場合も含め、年齢や障害の有無等にかかわらず、地域のコミュニティの拠点として、誰もが安全・安心かつ快適に利用することができるよう機能強化を図る必要がある。

③ 業務継続計画（BCP）の推進

災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、BCPを策定し、平常時において点検・訓練等を実施するとともに早期復旧に必要なシステムの最優先復旧を位置付ける必要がある。

④ 応援協定の締結・拡充

広域応援体制整備を進めてきており、今後は、円滑な運用に向け、訓練等を通じて実効性を高めていく必要がある。

⑤ 避難体制の整備

ア（避難所の運営）

大規模災害に備え、行政主体の避難所運営ではなく、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を整える必要がある。

イ（避難所等の確保）

(1) 災害の種類や被災状況（施設の被災を含む。）により、避難者数や収容者数は変わり、局所的に避難所・避難場所が不足する可能性もあることから、引き続き、施設改修による追加等、指定避難所や緊急避難場所の指定促進等を図る必要がある。

(2) 予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市等との相互受入れ等により、収容先を確保する必要がある。

⑥ 中山間地域の避難対策

山間部は災害時に孤立の可能性のある小規模集落・高齢集落が存在することから、道路の寸断等による孤立化に備える必要がある。

《警察・消防》

⑦ 消防施設の耐震化

救助・救急活動等の中核的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防施設の耐震化等を行う必要がある。

⑧ 救助救出活動の充実強化

ア（ヘリコプターによる支援体制の整備）

消防防災ヘリコプターによる災害対応をより円滑に安全に実施するため、通信機器整備による情報共有や緊急時の離着陸場の整備が必要である。

イ（装備資機材の整備・高度化）

災害発生時の救出救助活動を迅速・的確に実施するため、消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。

⑨ 警察・消防等の関係機関の連携強化

災害現場における円滑な救出・救助活動の実施を図るため、訓練の実施等により、警察、消防、自衛隊等の関係機関の連携強化を図る必要がある。

⑩ 消防職員・消防団員等の確保・育成

ア 消防大学校・山口県消防学校において実施している教育訓練に、消防職員及び消防団員等を積極的に参加させるなど、各種資格についても計画的に取得させる必要がある。

イ 人口減少及び高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、消防団員の処遇や装備の改善に取り組むとともに、消防団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所認定等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

《防災教育》

⑪ 防災教育の推進

ア 災害による被害を最小限に抑えるためには、「自らの命は自らが守る」という「自助」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づく、地域防災力の強化を図る必要がある。

イ 防災意識を醸成するため、防災知識の普及啓発や防災教育・訓練を充実させる必要がある。

2 住宅・都市／環境

《住宅・都市》

① 住宅・建築物等の耐震化

地震による建物倒壊から住民を守るために、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

② 都市の防災機能の向上

ア（防災・減災のまちづくりの推進）

様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について取組み、都市防災を推進する必要がある。

イ（都市施設の整備）

「災害に強いまちづくり」を進めるため、各種計画の策定等を通して、施設整備を含む都市の防災機能をさらに高めていく必要がある。

③ 住宅の防災対策の推進

ア（住宅の防火対策の推進）

(1) 住宅用火災警報器の設置についてさらなる普及啓発を行う必要がある。

(2) 大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、何らかの対策を講じる必要がある。

る。

イ（空き家対策の推進）

人口減少等により空き家等の増加や放置による老朽化が進むことが懸念されることから、災害発生時の倒壊による危害を防ぐため市内空き家等に関する情報収集と状態把握に努めるとともに、危険な空き家の除却に対する支援と利活用の推進に取り組む必要がある。

④ 文化財防災対策の促進

文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。

⑤ 内水対策の促進

ア（下水道（雨水）の整備）

近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の未然防止や軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進める必要がある。

イ（内水ハザードマップの整備）

大雨時に側溝や河川の排水が間に合わず、道路冠水等の被害が発生していることから、内水ハザードマップを策定する必要がある。

⑥ 上下水道施設等の耐震化等の促進

ア（下水道機能の確保）

(1) 下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期回復することが、必要不可欠であるが、災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのは困難であることから、平時から災害に備える必要がある。

(2) 下水道施設はいずれも経年劣化による機能劣化が顕著になってきており、今後、老朽化に伴う機能停止が発生しないよう、計画的な改築・更新が必要である。

イ（水道施設の耐震化）

被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。

ウ（応急給水体制の整備）

大規模な応急給水活動時においては多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、応急給水体制のさらなる充実及び強化を図る必要がある。

《環境》

⑦ 災害廃棄物処理対策の推進

ア 近年、大規模の自然災害等が頻発する中、災害発生時には美祢市災害廃棄物処理計画に沿った災害廃棄物の処理体制の構築を図る必要がある。

イ 災害廃棄物を迅速・適正に処理するために、国、県、近隣市町、関係団体、事業者等の連携・協力が必要である。

⑧ 有害物質対策の推進

災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び流出・拡散の未然防止の監視など、防災対策の徹底を促す必要がある。

3 保健医療・福祉

① 社会福祉施設の耐震化

災害時の利用者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

② 災害医療体制の充実

ア（災害医療に必要な電力等の確保）

災害による電力途絶時にも、病院の機能を維持するため、非常用電源の十分な確保を図る必要がある。

イ（広域医療搬送体制の充実）

大規模災害や集団救急発生時には単独の機関のみで対応するのは限界があるため、定期的な訓練等を通じて、医療機関・消防機関の連携強化を図る必要がある。

③ 災害医療に係る関係機関の連携強化

広域的かつ大規模な災害による多数の負傷者の応急処置、搬送等を迅速かつ適切に実施するため、防災関係機関、医療機関等の連携体制の強化が必要である。

④ 要配慮者対策の促進

ア（避難行動要支援者対策の促進）

大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

イ（福祉避難所の指定）

避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所の確保とあわせて、有事の際の適切な対応に向けた運営や連携協力のために、平時から十分な連携を取り合う必要がある。

⑤ 感染症対策の推進

被災地において、感染症が発生・まん延しないよう集団免疫獲得のため、平時から定期の予防接種の対象者が確実に予防接種を受ける必要がある。

4 産業・エネルギー

① 企業BCP策定の支援

策定していない中小企業について策定支援を行うとともに、策定済の中小企業についても、関係企業と連携したBCPの策定等、内容の充実に向けた支援を行う必要がある。

② 再生可能エネルギーの導入促進

エネルギー供給源の多様化のため、引き続き、太陽熱等の再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

5 情報・通信

① 業務継続計画（ICT-BCP）の推進

災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、ICT-BCPを策定し、平常時において点検・訓練等を実施するとともに早期復旧に必要なシステムの最優先復旧を位置付ける必要がある。

② 多様な情報伝達手段の確保

有事の際、市民の迅速かつ確実な避難が可能となるよう、多様な情報伝達手段の確保が必要である。

③ 情報伝達手段の耐災害性の強化

民間通信事業者の回線が停止した場合にも、市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、市民に対する防災情報の伝達が可能となるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）

について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、多様な情報収集・伝達手段の確保を図る必要がある。

④ 的確な情報の発信

- ア 災害発生時に、関係機関と連携し、多様な伝達手段を用いて、情報を的確に発信する必要がある。
- イ 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の素早い情報収集・整理と効率的な利活用をより一層充実させることが課題である。そのためには災害対応に必要な情報を一元化して関係機関で共有する仕組みづくりを図る必要がある。

⑤ 孤立防止のための情報伝達体制の整備

- ア 緊急情報を全市民に迅速に伝達するため、情報伝達手段を多重化することが必要である。携帯不感地域及び電波微弱地域解消についても、通信事業者による整備を促進する必要がある。
- イ 災害時に孤立可能性のある小規模集落・高齢集落が多く存在することから、多様な伝達手段の確保などに取り組む必要がある。

⑥ 通信事業者等の災害対応力強化

放送事業者においては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備など、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む必要がある。

6 交通・物流

① 道路の防災対策の推進

ア（道路施設の防災・老朽化対策）

道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、その機能低下を防ぐ必要がある。主要構造物等の長寿命化計画の策定を進め定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進していく必要がある。

② 道路ネットワークの整備

- ア 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす緊急輸送道路、重要物流道路を中心とした災害道路ネットワークが必要である。
- イ 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、優先的に利用する道路については道路整備を進めるなど、より迅速に災害対応できる道路ネットワークの構築を推進していく必要がある。

③ 救援物資の輸送等

災害応急対策活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路や重要物流道路の確保と、これを中心とした災害道路ネットワークの構築が必要である。

④ 地域交通ネットワークの整備

災害復旧時においても交通弱者の移動手段の確保や公共交通体系を維持する必要がある。

7 農林

① 農地防災の推進

- ア ため池については、築造後、相当な年数が経過しており、近年激甚化する豪雨時などに決壊し、下流住民や公共用施設等に甚大な被害を与えるおそれがあることから、早急な老朽化対策等が必要である。
- イ 老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあるこ

とから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。

ウ 河川流水の流下を阻害する要因ともなる頭首工を改修し、豪雨等による災害を未然に防ぐ必要がある。

② 農業生産基盤の整備

農業生産法人や土地改良区などの農業団体との連携を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

③ 農業生産体制の強化

ア 市、農業団体、普及組織、試験研究機関等が連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整え、普及指導活動を効率的に推進する必要がある。

イ 需要拡大を推進し、効率的で持続的な経営が可能な法人等の経営体を核とした生産体制の強化を図るため、集落営農法人を重点対象とした機械・施設整備等低コストで効率的な生産体制を構築する必要がある。

④ 適切な森林整備の推進

適切に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害の発生するおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再生林等、適切な森林整備をする必要がある。

⑤ 有害鳥獣対策の推進

鳥獣による農林産物や森林・農地、水路等の農林施設の被害を防止するため、捕獲の担い手の確保や捕獲機材の整備等捕獲対策に取り組むとともに、地域ぐるみでの侵入防止柵の設置を推進する必要がある。

8 国土保全・土地利用

① 洪水対策の推進

ア（河川改修の推進）

豪雨等による浸水被害を防止するため、市が管理する準用河川等については、浚渫等の適切な維持管理を推進していく必要がある。

イ（洪水ハザードマップの整備）

(1) 気候変動に伴い頻発・激甚化する水害に備え、引き続き、河川の監視体制の強化や住民等へ提供する防災情報の充実を図るため、近年の豪雨災害を踏まえ、水位計や監視カメラの増設や洪水ハザードマップの作成を実施する必要がある。

(2) 河川整備の計画規模の洪水を上回った場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成等を進める必要がある。

② 山地災害対策の推進

ア（治山事業の推進）

近年の局地的な豪雨により山地災害が発生しており、その復旧や未然防止のため、今後も必要に応じて整備を進める必要がある。

イ（荒廃森林の整備）

荒廃した人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等、荒廃森林の整備を着実に進めることにより、森林の有

する公益的機能の回復を図り、山地災害や鳥獣被害を防止していく必要がある。

③ 土砂災害対策の推進

(土砂災害防止施設の整備)

急傾斜地等の土砂災害により人命・財産に被害が及ぶ危険がある箇所については、県や関係機関と連携して対策に取り組む必要がある。

④ 迅速な復旧・復興に向けた取組

ア (地籍調査の促進)

地籍調査は、正確な土地の基礎的情報の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するため、正確かつ最新の調査データを維持していく必要がある。

イ (応急仮設住宅の迅速な供与)

想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に当たり建設候補地の選定が必要である。また、平常時から市町や関係団体と連携して、応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。

9 リスクコミュニケーション

① 地域防災力の充実強化

ア (防災意識の醸成)

(1) 災害による被害を最小限に抑えるためには、「自らの命は自らが守る」という「自助」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づく、地域防災力の充実強化を図る必要がある。

(2) 防災意識を醸成するため、防災知識の普及啓発や防災教育・訓練を充実させる必要がある。

イ (地域ぐるみの防災活動の促進)

地域における防災活動を促進するため、各地域で図上訓練、実働訓練等の実施や地域ぐるみによる防災活動の取組支援など、市と連携して、地域防災力の充実・強化に努める必要がある。

ウ (防災の担い手づくり)

災害発生後の避難、救護等を円滑に進めるため、自主防災組織と消防団が連携した地域防災の担い手の育成が必要である。

10 人材育成

① 人材の育成・確保

災害に関する実践的な知識・技能と的確な判断力を習得できるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、各種訓練を通じて災害対応力の向上を図る必要がある。

② 災害医療に携わる人材養成及び体制整備

災害発生時に医療救護活動を円滑に実施するため、様々な医療チームの派遣や患者の受入医療機関の確保の調整等を行う、職種を横断した人材養成に取り組む必要がある。

11 官民連携

① 応援協定の締結・拡充

広域応援体制整備を進めてきており、今後は、円滑な運用に向け、訓練等を通じて実効性を高めていく必要がある。

12 老朽化対策

① 公共施設等の適切な維持管理

ア（公共施設等の総合的なマネジメントの推進）

- (1) 1960年代の経済成長期やその後の人口増加を背景とし、市民生活の利便性を向上させるために整備した小・中学校、公営住宅、公民館等の公共建築物や、道路、橋梁、上下水道といったインフラ施設の老朽化が顕在化しているため、計画的に維持管理していく必要がある。
- (2) 公共施設等の機能を継続的に維持していくためには、個別の施設単位で今後における在り方を検討する必要がある。市の施策との整合性や受益者の範囲、維持管理費用の平準化などを鑑みの中で、施設ごとのマネジメントを検討し、現実的な管理計画に基づく対応が必要である。

イ（公共土木施設等の老朽化対策の推進）

- (1) 公共土木施設の維持管理については、「事後保全型」から「予防保全型」へ転換していく必要がある。重要な施設については長寿命化計画策定を行い、対策を効率的に推進する必要がある。
- (2) 予防保全の観点から、定期的な点検を確実に実施することにより、劣化・損傷の状況や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等を評価・診断する必要がある。
- (3) 長寿命化の推進に当たっては、技術力の確保が重要であり、積極的な研修参加を通じて専門技術力を有する職員を継続的に養成することが重要である。また、災害時における災害復旧事業などを執行できる技術力確保が必要なため、技術職員の年代ごとのバランスを保ち、安定的な技術力を発揮できるようにする必要がある。

用語の解説

あ 行

● ICT

「Information&Communications Technology」の略。コンピューターや情報通信ネットワークなど情報通信技術のこと。

か 行

● 河川

河川は、治水の難度や整備の重要度から判断され分類される。

「二級河川」：二級水系内に含まれる河川。都道府県が管理し、河川法が適用される。

「準用河川」：一級河川や二級河川に指定された水系以外で、市町村が管理する河川。河川法が準用されている。

「普通河川」：一級河川、二級河川、準用河川のいずれでもなく、河川法の適用・準用を受けていない河川（法定外河川）。

● 感震ブレーカー

地震時に設定以上の揺れを感知した時に電気を自動的に止める機器のこと。

● 緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を連絡する道路のこと。

● 下水道ストックマネジメント計画

処理場や管路などの下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に施設を管理するための計画のこと。

● 個別施設計画

施設ごとの長寿命化計画のこと。

さ 行

● 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害発生直後の急性期において、迅速かつ適切な救急医療を提供することができるよう、専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員で構成される医療チームのこと。（Disaster Medical Assistance Team）

● 災害ボランティアセンター

主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織のこと。被災地でのニーズの把握、ボランティアの受入、人数調整・資機材の貸出、活動の実施等が主な役割となる。

● 災害廃棄物

災害発生時には家屋等の被害によるコンクリートがらや木くず、廃家電などの廃棄物が大量に発生しており、このような非常災害により生じた廃棄物を災害廃棄物と定義している。特徴として、平時の一般廃棄物や産業廃棄物と異なり、突発的、一時的に大量に発生すること、性状において処理方法が多様となることなどがある。

● 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないエネルギー。発電時や利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。

● サプライチェーン

原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売、消費までの一連の流れのこと。

● 自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。災害対策基本法においては「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されている。

● 集落営農法人

1～数集落を単位に、関係農家の農地利用の合意形成のもと、集落内の相当数の農家が参加して集落内農地の相当面積を集積し、効率的な営農を実践する法人のこと。

● 冗長化

システム障害が発生した場合に備え、障害発生後でもシステム全体の機能を維持できるように、予備装置を平時からバックアップとして配置し運用しておくこと。

● 浚渫

港湾・河川・運河などの底面をさらって土砂などを取り去る土木工事のこと。

● 耐震診断

既存の建築物の構造的強度を調べ、想定される地震に対する安全性（耐震性）、受ける被害の程度を判断するもので、地震による破碎・倒壊を未然に防ぐため、その恐れの有無を把握する目的で行われる。

● 多面的機能

農林水産業や農山漁村が果たす様々な機能のこと。農林水産物等の供給機能だけでなく、国土や環境の保全、自然とのふれあいを通した教育の場の提供、地域色豊かな伝統文化の継承などの機能がある。

● 地区防災計画

一定の地区内の住民や事業者が、当該地区の特性に応じた自発的な防災活動を定めた計画のこと。

● 地籍調査

国土調査の一環として行う土地の調査のことで、一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目を調査するとともに、境界の確認・測量、面積の測定を行い、現況にあった正確な地図（地籍図）及び台帳（地籍簿）を作成する。

● 中山間地域

一般的には、平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域のこと。山口県では、地域振興5法（離島振興法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法）の適用地域又は農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域のいずれかに該当する地域を指す。

●長寿命化
施設が保有している機能の低下を極力抑え、適切な利用の継続を図ることを目的に、施設の老朽化が進む前に調査を行い計画的な管理や補修工事を実施すること。

●長寿命化計画
維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るため、具体的な対応方針を定めた計画のこと。

●頭首工
農業用水を取水するため、河川に造られた堰や取り入れ口及び付帯施設などの施設の総称。

●土砂災害防止施設
土石流を止める砂防ダムやがけ崩れを防ぐ擁壁など、土砂災害を防ぐための施設の総称。

な 行

●内水
河川の水を「外水」と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（居住地）にある水を「内水」という。河川の水が溢れなくても、側溝、下水道などの排水能力を超える大雨や、排水する先の河川水位の上昇などで排水出来なくなることにより内水氾濫が生じる。

●農業用施設
農業用施設とは、農業振興地域の整備に関する法律によって定められている。代表的なものとして、農畜産物を生産、集荷、調製、貯蔵または出荷するための施設、農業生産資材を貯蔵または保管するための施設、自己の生産する農畜産物等

を原料または材料に使用して製造または加工するための施設及び、それらのものを販売するための施設や廃棄された農産物または廃棄された農業生産資材を処理するための施設がある。

は 行

●排水機場
大雨などによる市街地や農地などへの水害を未然に防止するために排水ポンプを運転して、雨水や生活排水などを河川へ強制的に汲み出すためのポンプ場等の施設の総称。

●ハザードマップ
災害時に、住民が迅速かつ安全に避難し、人的被害を最小限度に食い止めることを目的として、予想される被害の程度や避難情報等の各種情報を分かりやすく表示した地図のこと。洪水、土砂災害等のハザードマップがある。

●BCP
事業（業務）継続計画(Business Continuity Plan)の略。自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

●PDCAサイクル
「Plan=計画・Do=実行・Check=評価・Action=改善」の4つの英単語の頭文字で、P→D→C→A→P……といった具合に、4つの段階を循環的に繰り返し行うことで、仕事を改善・効率化することができる方法のこと。

ら 行

●避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者のこと。

●福祉避難所

介護の必要な高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

●防災士

特定非営利活動法人日本防災士機構による民間資格。「自助・共助・協働を原則とし公助との連携充実につとめて、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、さらに、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として認められた人」と定義されている。

●ライフライン

市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの都市生活を支える仕組みの総称。

●リスクコミュニケーション

リスク要因やそのリスクを低減するための取組について、関係者が情報を共有しつつ、それぞれの立場から意見や情報を交換すること。リスクに関する正しい知識と理解が深まり、リスク低減に向けた取組を有効に機能させることができる。

や 行

●要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者のこと。

●予防保全型の維持管理

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る維持管理手法のこと。

美祢市国土強靱化地域計画

令和4年3月

発行

美祢市総務企画部総務課

〒759-2292

山口県美祢市大嶺町東分3 2 6-1

電話 0837-52-1110

FAX 0837-53-1959